

# 網走市地域公共交通活性化協議会規約

## (設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議するため、協議会として設置する。

## (名称)

第2条 この会の名称は、網走市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (事務所)

第3条 協議会の事務所は、北海道網走市南6条東4丁目網走市役所庁舎内に置く。

## (目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

## (協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金に関すること。
- (4) 協議会の運営に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

## (組織)

第6条 協議会は、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成する。

- (1) 国土交通省北海道運輸局北見運輸支局 首席運輸企画専門官
- (2) 国土交通省北海道開発局網走開発建設部 道路計画課長
- (3) 国土交通省北海道開発局網走開発建設部 網走道路事務所長
- (4) 北海道オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課長
- (5) 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部地域調整課長
- (6) 北海道北見方面網走警察署 交通課長
- (7) 公共交通事業者
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (10) 網走市長が指名する網走市職員

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

#### **(委員の任期)**

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。
- (3) 委員は再任できる。

#### **(会長)**

第8条 会長は網走市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

#### **(副会長)**

第9条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。なお、この場合において、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。

#### **(監事)**

第10条 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

#### **(事務局)**

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、網走市観光商工部商工労働課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、商工労働課長を充てる。
- 3 事務局員は、会長の指名する網走市職員をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほか事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### **(協議会の会議の運営等)**

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

#### **(幹事会等の設置)**

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会及び部会を設置することができる。

2 幹事会及び部会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

### **(経費)**

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

### **(財務に関する事項)**

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### **(報酬及び費用弁償)**

第16条 会議に出席した委員等などに報酬及び費用の弁償を支給することができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、予算の範囲内で会長が別に定める。

### **(協議会の解散等)**

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

### **(規約の変更)**

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

### 附 則

- 1 この規約は、平成22年3月16日から施行する。
- 2 この規約は、平成22年7月16日から施行する。
- 3 この規約は、平成28年6月24日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年7月28日から施行する。
- 5 この規約は、平成31年4月22日から施行する。